

令和 4 年度第 2 2 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 5 年 2 月 2 7 日

担当部・課：総務部秘書広報課〔内線 4 0 1 4〕

① 件 名
石巻市市政功労者の再表彰について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 市政功労者の表彰については、石巻市表彰に関する条例及び石巻市表彰に関する条例施行規則に基づき行っており、異なる功績であっても一度表彰された者については、再表彰しないこととしている。</p> <p>【目的】 石巻市市政功労表彰の再表彰制度について、明確な規定を定めることにより、長年、多岐に渡る分野で市政の振興に寄与された方々の功績を讃えるもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和 4 年 8 月 令和 4 年度石巻市市政功労者表彰推薦委員会から再表彰制度について提案 9 月 県内各市の表彰における取り組みについて照会及び取りまとめ</p>
⑤ 主な内容
<p>石巻市表彰に関する条例第 3 条の規定により表彰されたものが、異なる分野で更に功績があったときは、重ねて表彰することができることとするもの。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】 石巻市市政功労表彰の再表彰制度を設けることにより、市民の市政推進に対する意欲向上につながる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>県内各市のうち再表彰の規定を設けている団体 仙台市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>令和 5 年 3 月 石巻市表彰に関する条例施行規則の一部改正（施行予定年月日：令和 5 年 4 月 1 日）</p>
⑨ その他